

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人田中秀恵の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であり、被告人本人の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。なお、所論にかんがみ職権で調査するも、いまだ同法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四八年二月一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	三
--------	---	---	---	---

裁判官	大	隅	健	一郎
-----	---	---	---	----

裁判官	下	田	武	三
-----	---	---	---	---

裁判官	岸		盛	一
-----	---	--	---	---